

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2023年9月14日

【会社名】 東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社

【英訳名】 Tokai Tokyo Financial Holdings, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 合 田 一 朗

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋二丁目5番1号

【電話番号】 03(3517)8100(代表)

【事務連絡者氏名】 財務企画部長 高 橋 順 一

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋二丁目5番1号

【電話番号】 03(3517)8100(代表)

【事務連絡者氏名】 財務企画部長 高 橋 順 一

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 新株予約権証券

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当 0円
発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の
合計額を合算した金額 797,328,000円
(注) 1. 本募集は、2023年6月28日開催の当社第111期定時株主
総会の決議及び2023年8月28日開催の取締役会決議に基
づき、ストック・オプションを目的として、新株予約権
を発行するものであります。
2. 募集金額は、ストック・オプションとしての目的で発行
することから無償で発行するものといたします。
3. 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、
新株予約権の割当てを受けた者(以下、「新株予約権
者」という。)がその権利を喪失した場合、及び当社が
取得した新株予約権を消却した場合には、発行価額の総
額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計
額を合算した金額は減少します。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2023年8月28日付で提出した有価証券届出書の記載事項のうち、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」及び「新規発行による手取金の額」が2023年9月14日に確定しましたので、これらに関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

1 新規発行新株予約権証券(第15回新株予約権)

(2) 新株予約権の内容等

新株予約権の行使時の払込金額の欄

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額の欄

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額の欄

2 新規発行による手取金の使途

(1) 新規発行による手取金の額

3 【訂正箇所】

訂正箇所は_____線で示しております。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行新株予約権証券(第15回新株予約権)】

(2) 【新株予約権の内容等】

新株予約権の行使時の払込金額の欄

(訂正前)

新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付される株式1株当たりの金銭の額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とします。 行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値の平均値、又は割当日における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値(終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値とする。)のいずれか高い額に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げるものとします。 但し、(注)2の定めにより行使価額の調整を受けることがあります。
----------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(訂正後)

新株予約権の行使時の払込金額	504,000円(1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)は504円) 但し、(注)2の定めにより行使価額の調整を受けることがあります。
----------------	------------------------------------------------------------------------------

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額の欄

(訂正前)

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	738,794,000円 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は、2023年8月25日における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値により算出した見込額であります。 但し、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権者がその権利を喪失した場合、及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。
---------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(訂正後)

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	797,328,000円 但し、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権者がその権利を喪失した場合、及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。
---------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額の欄

(訂正前)

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1 新株予約権の行使により株式を発行する場合の1株当たりの発行価格は、行使価額とします。
	2 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、「会社計算規則」第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

(訂正後)

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1 当社普通株式1株の発行価格 504円
	2 当社普通株式1株の資本組入額 252円

2 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

(訂正前)

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
738,794,000円	1,000,000円	737,794,000円

- (注) 1. 払込金額の総額は、新株予約権の行使による払込金額の総額であり、2023年8月25日における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値により算出した見込額であります。
2. 「発行諸費用の概算額」には、消費税等は含まれておりません。
3. 「発行諸費用の概算額」の内訳は、新株予約権価値算定費用、有価証券届出書作成費用及び登記費用等であります。
4. 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権者がその権利を喪失した場合、及び当社が取得した新株予約権を消却した場合、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少します。

(訂正後)

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
797,328,000円	1,000,000円	796,328,000円

- (注) 1. 払込金額の総額は、新株予約権の行使による払込金額の総額であります。
2. 「発行諸費用の概算額」には、消費税等は含まれておりません。
3. 「発行諸費用の概算額」の内訳は、新株予約権価値算定費用、有価証券届出書作成費用及び登記費用等であります。
4. 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権者がその権利を喪失した場合、及び当社が取得した新株予約権を消却した場合、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少します。